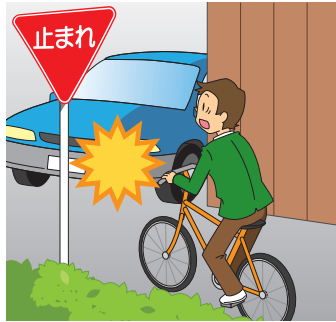


知っていますか？これらの自転車ルール

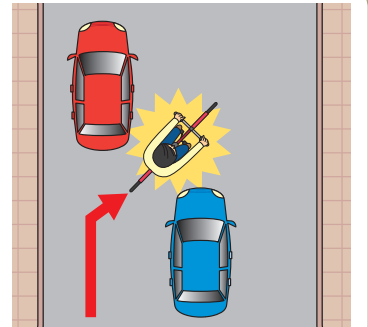


一時停止

- この標識のあるところでは、必ず止まって安全を確かめましょう。

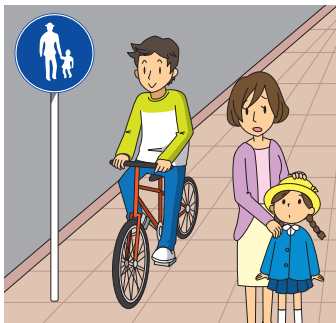


- 急な進路変更をしてはいけません。前後左右を確認して。

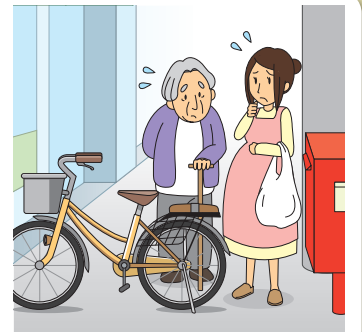


歩行者専用道路

- この標識のある道路は、自転車は通行してはいけません。



- 路上に自転車を停めてはいけません。駐輪場に停めましょう。



自転車は乗れば車両、降りて押せば歩行者

自転車は車両の一種ですから、相手を死傷させた場合は、加害者として重い責任を負うことになります。

安全(点検・整備)・安心(付帯保険)のしるしTSマーク



万が一の事故に備えて

1年に1度、お近くの自転車店(自転車安全整備店)で、点検・整備して、TSマーク(傷害保険・賠償保険付帯)を貼りましょう!

● 自転車事事故事例

50歳代の女性が、携帯電話を使用しながら自転車に乗っていた高校生に背後から衝突され、重い後遺障害が残った。高校生とその父親を相手に損害賠償の支払いを求め、裁判所は約5,000万円の支払いを命じた。

